



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会副会長

亀崎 伸宏

1. はじめに

この原稿を執筆している2023年5月初旬、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」に引き下げられました。これにより、自宅療養や待機を要請する法的根拠がなくなりましたので、日本弁理士会の委員会等の会務活動につきましても以前のように活発になることが期待されます。

さて、4月に着任してからの1か月間、委員会等の立上げが続きました。不慣れな点もございましたが、委員及び事務局の皆様にご支援をいただくことで無事にスタートを切ることができましたことに感謝いたします。

2. 会務報告

今年度は、多くの委員会等について副会長が主・副2名で担当する形式を採用することで、委員会等と役員会との連携を強めることを考えております。

私が主で担当する委員会等は、関東会、知的財産支援センター、綱紀委員会、業務対策委員会、情報企画委員会、経営基盤強化委員会、登録審査会、弁理士紹介制度検討ワーキンググループ、弁理士業務標準検討ワーキンググループ、及び弁理士ナビ検討ワーキンググループになります。これらの委員会等のそれぞれについて、活動状況及び活動予定を簡単に紹介いたします。

(1) 関東会

関東会は、関東地域の1都7県（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・群馬県・栃木県・山梨県）に所在する約8千名の弁理士で構成される日本弁理士会の最大の地域会になります。今年度は、田村爾関東会会長の下、11名の副会長、幹事会及び監査役会を中心に運営され、上記各都県委員会の他、広報委員会をはじめとする各種組織系委員会を擁しています。このような組織構成によって、地域に根差した効率的な活動を行ってまいります。

特に本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが引き下げられましたので、知財創造教育支援委員会による小中学生及び高校生への知財創造教育が活発に行われることが期待されます。

また、今年度の弁理士の日記念イベントは、栃木委員会が中心となって準備しており、宇都宮で開催されることが予定されております。

(2) 知的財産支援センター

今年度の知的財産支援センターは、出願等援助部を新設したことで、6つの事業部から構成されることになりました。

総務部は、総務及び広報を担当します。第1事業部は、小中高生への知財創造教育支援や学校教育支援研修を主として行います。第2事業部は、大学生を対象にした知財創造教育等の大学支援を主として行います。第3事業部は、独立行政法人国立高等専門学校機構（高専機構）との支援協定に基づき、全国の国立高等専門学校生を対象にした知財創造教育支援を行います。出願等援助部は、優れた発明等及び事業活動の擁護に資することを目的とする

特許出願等援助制度の運営を行います。パテントコンテスト事業部は、文部科学省、特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）及び日本弁理士会が主催するパテントコンテスト・デザインパテントコンテストの運営を行います。

（3）綱紀委員会

綱紀委員会は、弁理士から選任した委員、及び外部委員（弁護士、公証人、学識経験者、産業界の方）により構成され、会員に対する処分案件について処分理由（会則第49条第1項）に該当する事実があるか否かの調査を行います。事案の内容がデリケートであるため、事案によっては年度を跨いで調査を続けるものもあります。

（4）業務対策委員会

業務対策委員会は、弁理士及び弁理士法人でない者が弁理士の専権業務を行う「いわゆる非弁行為」の対応を主な活動としています。具体的には、会員の皆様からの情報提供や業務対策委員会の自発的な調査によって、非弁行為の疑いのある事案を発見し、疑義者及び疑義行為の詳細を特定し、疑いが晴れない場合には疑義者に対し是正を求めています。悪質な事案には、刑事告発も視野に入れて対応します。

（5）情報企画委員会

情報企画委員会は、日本弁理士会のITインフラの検討・推進及び整備を担当しています。

今年度は、事業計画に掲げる「業務を支援するための仕組みづくり」を実現させるために、日本弁理士会の電子フォーラムに蓄積されたコンテンツを利用しやすくする環境を整備することにより、弁理士の業務支援体制を前進させます。

（6）経営基盤強化委員会

経営基盤強化委員会は、特許事務所の経営の強化や弁理士の業務環境の改善のための方策の検討・実行を主な活動としています。中長期的な観点からの特許事務所運営の効率化に関し、中小規模の特許事務所における事務業務の効率化、経営改善、一人法人の経営のあり方など、様々な視点から検討しております。また、継続的な重要事業として、今年度もセミナーなどを通じた事務所承継に関するマッチング事業を行います。

（7）会員登録・登録審査会

新規弁理士登録、付記登録、及びこれらの抹消登録、事務所名称登録、並びに弁理士法人設立等の申請が行われた場合、毎週行われる執行役員会においてその審査を行い、承認されることで登録されます。特に、弁理士試験合格者等に対して行われる実務修習の修了後には、多くの新規弁理士登録の申請があります。

登録審査会は、執行役員会で上記登録申請に際し登録許否相当と判断された申請者や登録抹消すべきと判断された会員を審査する機関であり、必要による不定期開催になります。

（8）弁理士紹介制度検討ワーキンググループ

弁理士紹介制度検討ワーキンググループは、今年度の事業計画に掲げる「弁理士紹介制度のさらなる拡充」を実現させるために新設されました。

弁理士紹介制度は、先行して東海会が運用し、これまでに関東会及び関西会に拡充されています。各地域会の意見を聞きつつ、他の地域会への弁理士紹介制度の拡充と、弁理士紹介制度のあり方についての横断的な検討を進めてまいります。

（9）弁理士業務標準検討ワーキンググループ

弁理士業務標準検討ワーキンググループは、今年度の事業計画に掲げる「業務を支援するための仕組みづくり」を実現させるために新設されました。

「弁理士業務標準」は、ほぼ毎年改訂が行われ、現在第15版が発行されております。改訂作業は、当初、弁理士業務標準化委員会が専門的に行っていましたが、委員会の統廃合に伴い、ここ数年は会長室が兼業で行ってまいりました。そこで、過去に弁理士業務標準化委員会に所属していた委員を中心に再結成することで、弁理士業務標準の見直しを行うことを予定しています。

(10) 弁理士ナビ検討ワーキンググループ

弁理士ナビ検討ワーキンググループは、「弁理士ナビの改修による、顧客及び弁理士のマッチングの最適化の実現の検討」を目的として設置される予定になっております。

3. おわりに

副会長としての会務活動は多岐にわたり、やりがいがありますが、その分責任の重さを感じます。少しでも多くの利益を会員の皆様に還元できるよう職責を全力で全うする所存ですので、ご指導及びご協力を何卒宜しくお願い申し上げます。